

# 厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年10月23日(月)  
13時00分開会 14時22分閉会
- 2 場 所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：木村好孝 副委員長：北村光明  
委 員：大谷昭宣、原 紀夫、奥秋康子、安田 薫  
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学、主任：鵜田瑞恵
- 5 説明員 子育て支援課長：逢坂 登
- 6 議 件  
(1) 所管事務調査について  
「保育施設の整備について」の道内視察研修事前調査  
  
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件（1）所管事務調査について

・「保育施設の整備について」の道内視察研修事前調査

委員長(木村好孝):大変悪天候の中ご苦勞様です。ただいまから厚生文教常任委員会を開会する。

所管事務調査について「保育施設の整備について」の道内視察研修事前調査を行いたいと思う。本町の状況等も確認しながら、視察先資料に基づいて視察先毎に説明を求める項目等の確認をしながら会議を進めていきたいと思う。

最初に、視察研修の日程について事務局のほうからの説明がある。

佐藤局長:厚生文教常任委員会所管事務調査視察研修日程表(11月8日訓子府町・11月9日美唄市)に基づき説明。

移動時間がかかなり長くなるが、訓子府認定子ども園・美唄市立ピパの子保育園の両方も昨年できた施設で非常に新しい施設。訓子府認定こども園については、200人規模で道内でも公立の大きい施設があまりない。美唄市立ピパの子保育園については、3階建ての保育園で通常保育施設は平屋建てが多いが3階建ての施設。両方とも新しく特徴がある施設で担当課とも相談をしてこの2つの施設をぜひ視察したいということで日程を組んだ。

委員長:日程説明について何か聞きたいことはあるか。

原委員:美唄市の3階建て保育園を視察調査することだが、町としても3階建てを考えなければならぬこともあって3階建てにしたのか。

子育て支援課長(逢坂 登):、今基本設計を行っており平屋で検討しているが、場合によっては、土地の利用方法で2階建ても可能性として検討している。子どもが上にいくとなると、避難にどういう注意が必要なのかがわからない。そういったところも見たいと思っている。3階までは考えていない。

委員長:中身の調査に入っていく。本町の保育施設の状況等について、所管事務調査資料に基づき子育て支援課長から説明を受けたいと思う。

子育て支援課長:1番目は、今の保育所・幼稚園の施設状況について。面積や建築年度、敷地面積等を載せている。

2番目は、児童の推移について。平成21年から29年までの町内の就学前児童人口。平成21年は453人いたが、29年3月末は386人と少し減少している。入所児童数の状況は、4月1日現在、平成21年度は271人、平成29年度は287人が入所・入園している。町内全体の子どもの数は減少傾向にあるが、保育所・幼稚園に入所・入園する子どもは決して減ってはいない。かえって増えている状況があることがわかると思う。1番下に人口に対する入所・入園の割合を載せている。平成21年度は59.82%だが、平成29年4月は74.35%で増加傾向にある。3歳以上の子どもはほぼ100%保育所か幼稚園に入っているのだから、増加したのは3歳未満の子どもの預ける割合が増えてきたことが要因として考えられる。

3番目、職員数の状況を載せている。今年10月1日現在の保育所・幼稚園に勤務している職員数。保育士、調理員等を含め全部で54人が保育所・幼稚園に勤務をしている。これはこの職員だけで休んだときの代替など入っておらず、ほかに代替職員とし

て臨時で雇っている職員が約 70 人ほどがいる。その 70 人が保育所・幼稚園を時間で手分けして行っている。

4 番目は、保育所・幼稚園の延長保育について。保育時間後に延長し預かってほしい、幼稚園はお昼過ぎくらいに終了だが 3 時半まで延長して預かってほしいという子どもの数。それほど変動はない状況。

5 番目は、一時保育の利用状況。一時保育というのは、保育所に入所はしていないが、何らかの事情で今日午前中だけ預かってほしい、今日 1 日出かけるので預かってほしいなどの要望があるので、そういった方たちのお子さんを預かる。これは毎年変動する。利用の要望が結構来ている。

最後の頁の 6 番目は、保育所・幼稚園の保育料の状況について。所得によって階層が決められている。それによって保育料が決定する。また、年齢によっても 3 歳未満、3 歳以上や 3 歳以上でも保育が少し短い方は少し保育料が安くなる。括弧の中の数字は、一人親世帯や障害者・障害児等のいる世帯の場合は、括弧の中の保育料になる。第 2 子以降は免除になる。

委員長：町内の状況について説明を受けたが、質問はあるか。

原委員：保育料の関係で、階層区分の 8・9・10 の高い額の人は結構いるのか少数なのか。

子育て支援課長：細かい資料は持ってきていないが、万遍なくいただいている。この区分は国の基準にある程度準じている。国はもっと階層が広くて少し高くなるが、うちは 10 階層まで設定している。

奥秋委員：昨年、産業厚生常任委員会の所管調査をしたときに 10 年後には概ね 70 人程減少するのではないかと話を伺った。それも含めた中でこの新しい施設を計画されていると思うが、その辺はどうか。

子育て支援課長：新しい施設は平成 32 年に建て数年後に幼稚園も統合しようと考えているが、その辺の大まかな子どもの数を想定して建築を進めようと思っている。その時に皆入れなかったら困るので、その後徐々に減っていくかもしれないがそう予定しているところ。

原委員：御影については来年以降、認定子ども園にという考えのようだが、御影は平成 29 年度 66 名、その前年度に比べて減少している。この数字は今後 10 年近くの間は維持されるのではないかという見方をしているのか、少なくなるという見方をしているのかということになるとどうか。

子育て支援課長：御影については、平成 31 年度から認定こども園にしたいと考えている。今年 4 月は 66 人だったが、9 月末現在は 73 人と増えている。減少傾向にあるのは確かだが、そんなに大きく減少することはないのではないかと。たまたま去年の出生はかなり少なく、御影は 5、6 人だったような気がする。今年についてはもう少し増えているのかなということもあるので、60 人を維持できるかわからないが、極端に下がるような減り方はしないのではないかと。

原委員：今後、どういう施設にしようとしているのかまだわからないが、認定こども園の様式もいろいろある。幼稚園と保育所の一体化を進めていくような、おそらく訓子府町がやっているようなかたちだと思うのだけれども、学校教育を含めた対応ができるようなかたちにしていこうと思っていたが、訓子府町の資料を見てみると違うようだ。御影も同じようなかたちにするとすると相当経費等も含めてかかるという気もしているが、その辺について担当課を含めて詰めている段階にあるのかどうか。

子育て支援課長：認定子ども園は4つのパターンがある。訓子府町は幼保連携型認定こども園で、完全に幼稚園・保育所をくっつけたもの。清水町がこれから建てる建物についてはそれを将来的に想定する。幼稚園がくっついてくるので、御影は当面、保育所型認定こども園というかたちをとろうと思っている。基本は保育所だが、働いていなくても3歳以上は入れるという枠組みをつくるかたちをとろうと思っている。そうすると、今の施設の改修は特に要さないで認定変更できることになるので、さほど費用はかからない。この辺で当面進めていこうと考えている。

原委員：清水町に素晴らしい施設ができるが、御影の子ども達が今言った施設にしたときに、小学校入学前の児童に差が出る面が出てくるのではないかと。本町の施設に入れたいと御影の人がもし言い出したらどういう対応をするのか。

子育て支援課長：建物はもちろん清水地区は新しくなる。ただ、通園や通所のことを考えるとそう簡単にはいかないと考えている。今回は保育所だが、ほとんど内容は変わらない。御影も古くはなく20数年たっているが、その中でも親から要望はないのではと考えている。今は幼稚園がないので、幼稚園型のお子さんは少なからずいると聞いている。1人幼稚園に通っているお子さんもいる。

委員長：4つのパターンといったが、保育園型、幼稚園型、連携型、もう1つはどのようなかたちになるのか。

子育て支援課長：地方裁量型がある。幼保連携型、幼稚園型、保育所型といろいろあるが、幼稚園型と幼保連携型は企業が参入できないことになっている。保育所型は企業でもできる。企業が幼保連携型に近い認定こども園をやろうと思ったら地方裁量型をやったり、保育所も幼稚園も近隣にあまりないという状況のところでき新しく始めようとするときに地方裁量型を取ったりする。その4つの型がある。

原委員：去年幼稚園を訪れたときは、幼稚園に入れても保育所に入れても今はあまり差がない指導をしているという話だった。今回町が幼保連携型になったときには、幼稚園の教諭の資格も保育士の資格も両方合わせ持つことが理想で、経過措置として5年くらいあるとなっている。清水町が設置したときには、資格のない人については資格を取る方向に向くと思うが、それは間違いないか。

子育て支援課長：幼保連携型の認定こども園だと保育士資格と幼稚園教諭、両方持っているのが基本的な条件。今、職員は両方の資格を全員持っている。長期臨時の方たちのほとんども両方資格を持っている。今のところ保育士資格がない方は数人いる。基本的に考えているのが、幼保連携型をやったときに基準の職員数というのがあるが、両方の資格を持った方を確保する。それ以外に障害に対する対応などの加配を付けているが、資格を両方持ちなさいという縛りは今のところないようになっているので、そういったところで勤務は可能ではないかと考える。

委員長：最初に、訓子府町の幼保連携型認定こども園について聞いてみたい内容等があれば。

北村委員：「きらきら 心豊かな やさしい子」というスローガンの中で具体的な目標が書かれていて、小・中学校、高校との関わり、身近な大人との触れ合いを挙げている。この認定こども園の施設のロケーションを考えると役場や図書館の近くなど、比較的大人との触れ合いができそうなロケーションにある気がする。清水町との違いを考えなければならぬと感じた。そもそも幼保連携型認定こども園にした考えを聞きたいのと、わが町との比較でいくと、教育委員会との関わり、いわゆる一貫的な教育で保育所も考えていくとした場合、役場機構との兼ね合いがどうなっているのか。連携を取るか

たちになっているのか。清水町みたいに分かれているのかどうなのか。

委員長 : 2つ目については担当する役場の課、例えば福祉課や教育委員会とかそういうふうになっているのかどうか。

北村委員 : うまく連携の取れた機構になっているのか。所管が役場の執行側なのか教育委員会側なのか。

委員長 : 幼稚園と保育所の連携の部分で所管がどうなっているのかという意見があった。

奥秋委員 : 課長に聞きたいのだが、御影の保育所の場合は保育所型認定こども園にするということだが、保育所型の認定こども園、幼保連携型認定こども園の中の指導方法・指導要綱の中身そのものはどのように異なるのか。同じなのか。

子育て支援課長 : 保育所には保育指針、幼稚園には幼稚園教育要領がある。幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の保育・教育要領がある。認定こども園の教育要領の中身はほとんど同じ。幼稚園と保育所をくっつけて整合性を取りながらつくったような要領になっているので、中身自体は大きく変わらない。通ってくるお子さん・保護者にとっては、保育所に行こうが幼稚園に行こうが認定こども園に行こうが、どこでも同じ。3歳以上だと幼稚園と同じような、未満時については保育所と同じようになっている。大差はないと考えている。ただ、保育所や認定こども園は時間が長いので幼稚園よりも少しゆったりしている。幼稚園は時間内できちんとカリキュラムがある。基本的には中身は変わらないと思っている。

委員長 : なるべく調査場所の質問にしてほしい。

原委員 : 保育所・幼稚園は遜色がないかたちで移行するという話をしていたが、幼稚園の子どもと保育所の子どもは時間が違う。幼稚園は早く帰って、保育所は遅くまで残るかたちになると思うが。幼保連携型と一般的に言われているのは、幼稚園の機能と保育所の機能を両方合わせて持つ単一の施設。施設の責任者に聞くと今は幼稚園も保育所も以前と違うのでと言われるが、その辺はどうなのか。

子育て支援課長 : わかりづらいところであると思う。1号認定、2号認定、3号認定という子どもたちの認定がある。1号認定は、幼稚園に通えるような子ども達。3歳以上でお母さんが特に仕事をしていないが、子どもを預けたい方である。2号、3号認定は、お母さんお父さんが働いていて日中子どもを見れないので、保育所等に入れる方。3号は、未満児のこと。今は1号認定は幼稚園か認定こども園。2号、3号認定は保育所か認定こども園を選択できるようになっている。幼保連携型認定こども園になったときは、1号、2号、3号認定全部がいる。1号認定は、幼稚園と同じように基本教育標準時間が4時間なので13時半で帰る。2号、3号認定は、保育時間が8時間から11時間なので、残って午睡やおやつを食べたりして午後を過ごすことになる。国からの要領の中で午前中の保育時間については、1号認定も2号認定も1つのクラスとして一緒に過ごしましょうといわれているので、その中では一緒に過ごすことになる。

原委員 : 清水町が考えている幼保連携型になると就学前の子どもの幼児教育や保育を行うにあたって、保護者が働いている・いない、どちらも受け入れるようになる。今1号認定、2号認定といわれているが、入ってしまえば全部同じ。なんでそんなに複雑にするのかと気になる。決まりだからと言われたらそれまでなのだが、どうなのなのか。

子育て支援課長 : 施設型給付になるので、認定を受けた子どもに対して施設で給付をするかたちを取っているので、そういう区分けがあるという前提で進んでいるということになる。

原委員 : 私は訓子府町へ行って聞くのは、以前の保育をしていた体制から新しい施設へ変わっ

て、子どもの指導を含めてどういう変わり方をしているのか、以前と全く変わらないというのか、この辺を聞きたい。

奥秋委員：1号認定の子ども達は基本的には4時間保育だが、保育所型の子ども達が一緒になる認定こども園になったとしても延長保育は可能なのか。

子育て支援課長：もちろん幼稚園と同じように延長はできる。

奥秋委員：午前中は幼保連携だから一緒に過ごす。幼稚園の子ども達は時間になったら帰っていいとお迎えにきてもらうのは自由にできるということか。

子育て支援課長：あくまでも1号認定の方は4時間が基本なので、皆が帰る。ただ、都合によって延長して預かってほしいというのはもちろん受けるということ。

委員長：これが出発した当時からの問題。クラス分けの中で考えたり、年齢によってクラス分けを考えたりというのが今出てきているのではと資料を見ながら考えているが、その辺についてももう少し訓子府町認定こども園に関わって調べたいことや聞きたいことはあるか。

原委員：幼稚園は夏休みがある。保育所はない。今までと変わらないといっている。同じ施設の中に入って幼稚園・保育士の資格もいると、先生がうまく対応できるのかという心配がある。

子育て支援課長：難しいと思う。同じクラスの中でこの子は昼で帰る、この子は残るとやっぴかなければならない。まだやっていないから何とも言えないが、伺ったときにそういうことも聞きたいが、検討していかないと運営上難しいと考えている。

原委員：私の思っていた幼保連携と全く違うなという認識をした。相手方の町へ行って聞くとなると、その辺しかないのかなと思う。

奥秋委員：御影だけ認定こども園にする話は伺っていたが、清水もというのは今年になって話が出てきた。認定こども園にするメリットがどこまであつてやろうとしたのか。

子育て支援課長：幼稚園は幼稚園、保育所は保育所と運営したほうが基本的にはやりやすいのではないと思う。うちの町の状況でいくと、全国的にもだが、幼稚園に入りたい子どもがどんどん減ってきている。一方、保育所に入りたい子はどんどん増えている。それで待機児童の問題が出てきている。今町では幼稚園が43人であるが減ってくるのではと予想をしている。そうすると、単独での幼稚園の運営が難しくなるのではないかとということも考慮して新しい施設ができた数年後に様子を見ながら一緒にしたいと考えている。

委員長：ここで事務局で用意した、視察研修調査事項等で申し出事項が出ている。訓子府町認定こども園わくわく園に対する課題で（1）建設の状況について（2）運営の状況についてとあるが、これに付け加えるものがあれば出してほしい。

大谷委員：大きな規模の保育所だと思うが、例えば風邪を引いたとかの感染性の病気、規模が大きくなるほど問題になるような気がする。一気に広がる気がする。それは心配ないのかどうか。あと、送り迎えの混雑や事故などがある。

委員長：何年か前に視察した子ども園の送迎関係はバスで、すごく時間がかかるというのは出ていた。ほかにあるか。美唄市に入る前に休憩に入る。

【休憩 13：54】

【再開 14：04】

委員長：再開する。美唄市は3階建てという特徴。定員150名で安心対策としての監視カメラが目玉になっている。施設的には子どもに目が行き届くような設置の仕方になってい

る。これらに基づきながらお願いします。

北村委員：建物などを視察する観点もあると思うが、今の美唄市の人口がどのくらいかわからないが、ここは産炭地だったので人口の変動は大きかったと思う。保育所ができる前の状況もある程度知っておく必要があると思う。現在、幼稚園はどうなっているのかも把握しておく必要があると思う。

委員長：こども未来課という管轄になっている。妊娠・出産・子育て・健康・医療の支援・福祉も含めてやっている。美唄市は乳児保育が生後2か月からだが、町はどのくらいか。

子育て支援課長：清水町は満10か月から。

北村委員：アクティブチャイルドということで運動を重視している。ある意味では、怪我だとかの対応はどうなっているのか。もう1つは、食育とはどういった食育をやるのか。保育所でやる食育とはどういうものか興味がある。単に食べさせるだけではなくて、食べることを通じて食生活を教えていく、親も含めてやるということだと思うが。給食の関係も、異物混入や食中毒など大規模化・集中化した場合の問題点も聞いたほうがいい。センター化することで輸送時間がかかるので食中毒など菌増殖する時間になるし、発生した場合に大規模化しやすいという問題点がある。

委員長：2か所通じてなどあるか。

(なしの声あり)

委員長：次に、視察研修の予算について確認する。

(視察研修予算について確認)

委員長：次に、視察研修報告書の様式が配付されていると思う。視察研修を本町にどう生かしていくかという視点で、それぞれ報告書を11月17日までに事務局に提出願いたいがよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：視察研修の後に委員会としてのまとめ、事後調査の委員会を開催する必要があると思うが、これをいつにするか。

安田委員：課長が議員に聞いておきたいことがあるようだったら、早く開催したほうがいいと思う。計画が始まる前に。

委員長：11月17日でよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：11月17日10時から委員会を開く。

事務調査に関わっては終了する。

## 議件(2) その他

委員長：その他にあるか。

(なしの声あり)

委員長：大変ご苦勞様でした。委員会を終了する。